

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）

1. 改正趣旨

- デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日改訂）に基づき、行政機関等に対する各手続においては、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために新たに構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減することとされている。
- この点、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）第 11 条の規定により、行政機関間の情報連携によって添付省略が可能となる書類は、個別法令において提出を求めている添付書類に限られ、通達等において提出を求めている添付書類については、情報連携の対象外となり省略できないこととされている。
- 現在、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）等に基づく申請等の手続においては、申請等の内容が確認できる書類として、事業主に登記事項証明書の添付を求めているものの、具体的な添付書類の種類としては、通達等に定めのある手続がある。
- 今般、これらの手続について、法令上、登記事項証明書が必要であることを明確化することで、デジタル手続法第 11 条の規定に基づき、登記事項証明書の添付を省略できるようにし、国民負担の軽減と行政運営の高度化を図るため、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

国民負担の軽減と行政運営の高度化を図るため、デジタル手続法第 11 条の規定に基づき、登記事項証明書の添付を省略できるよう、以下の改正を行う。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用納付金関係助成金の支給（第 51 条）の申請について、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）に第 22 条の 4 を新設し、必要書類として登記事項証明書を明確化することとする。

3. 根拠法令

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 51 条第 1 項

4. 施行期日等

公布日 令和 3 年 9 月中（予定）

施行期日 公布の日